

平成28年6月24日

各 位

会 社 名 株式会社セキュアヴェイル
 代表者名 代表取締役社長 米今政臣
 (コード番号3042 JASDAQ)
 問合せ先 経営企画本部
 (電話 06-6136-0026)

監査等委員会設置会社への移行に伴う「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定
 に関するお知らせ

当社は、平成28年6月24日開催の第15期定時株主総会の承認に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

これに伴い、平成28年6月24日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記の通り内容をお知らせいたします。

記

内部統制システムに関する基本方針

(下線は変更部分)

旧基本方針	新基本方針
<p>a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) 取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるようにコンプライアンスマニュアル及び行動規範を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。</p> <p>(b) コンプライアンス上の疑義ある行為については、内部通報運用規程に基づき社内及び社外の通報窓口を設置し、取締役・使用人が通報できるものといたします。</p>	<p>a. 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> 及び監査等委員である取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>(a) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> 及び監査等委員である取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持ち行動することができるようにコンプライアンスマニュアル及び行動規範を定め、コンプライアンス体制の維持・向上を図ります。</p> <p>(b) コンプライアンス上の疑義ある行為については、内部通報運用規程に基づき社内及び社外の通報窓口を設置し、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> 及び監査等委員である取締役・使用人が通報できるものといたします。</p>

旧基本方針	新基本方針
<p>(c) 内部監査を定期的実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を代表取締役へ報告いたします。</p> <p>(d) <u>監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査いたします。</u></p> <p>b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(a) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。</p> <p>(b) 取締役及び監査役が必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持いたします。</p> <p>c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (条文省略)</p> <p>d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) (条文省略)</p> <p>(b) 取締役会では定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。</p> <p>(c) (条文省略) (新 設)</p>	<p>(c) 内部監査を定期的実施し、法令、定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて監査するとともに、その結果を監査等委員会へ報告いたします。</p> <p>(d) <u>監査等委員である取締役は、監査等委員会及びその他重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査いたします。</u></p> <p>b. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>及び監査等委員である取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>(a) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>及び監査等委員である取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に従い適切に保存・管理いたします。</p> <p>(b) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>及び監査等委員である取締役が必要に応じて速やかに閲覧できる状態を維持いたします。</p> <p>c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (現行どおり)</p> <p>d. <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) 取締役会では定期的に各取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。</p> <p>(c) (現行どおり)</p> <p>e. <u>監査等委員である取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</u> (a) <u>定例の監査等委員会を毎月1回開催し、監査等委員会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて監査等委員会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行います。</u></p>

旧基本方針	新基本方針
<p>e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制 (条文省略)</p> <p>f. <u>監査役</u>がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>(a) <u>監査役</u>がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、<u>監査役</u>と協議の上、必要に応じて使用人を配置いたします。</p> <p>(b) <u>監査役</u>を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、<u>監査役</u>または<u>監査役会</u>に帰属するものとし、取締役の指揮命令は受けないものといたします。</p> <p>g. <u>取締役</u>・使用人が<u>監査役</u>に報告をするための体制その他の<u>監査役</u>への報告に関する体制</p> <p>(a) <u>監査役</u>は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができます。また、<u>監査役</u>が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できます。</p>	<p>(b) <u>監査等委員会</u>では定期的に各<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行います。</p> <p>(c) 日常の職務執行については、職務権限規程及び業務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備いたします。</p> <p>f. 企業集団における業務の適正を確保するための体制 (現行どおり)</p> <p>g. <u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに当該使用人の<u>取締役</u> (<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>を除く。)からの独立性に関する事項</p> <p>(a) <u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、<u>監査等委員会</u>で協議の上、必要に応じて使用人を配置いたします。</p> <p>(b) <u>監査等委員</u>を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内においては、<u>監査等委員</u>または<u>監査等委員会</u>に帰属するものとし、<u>取締役</u> (<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>を除く。)の指揮命令は受けないものといたします。</p> <p>h. <u>取締役</u> (<u>監査等委員</u>である<u>取締役</u>を除く。)・使用人が<u>監査等委員</u>に報告をするための体制その他の<u>監査等委員</u>への報告に関する体制</p> <p>(a) <u>監査等委員</u>は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、報告を求めることができます。また、<u>監査等委員</u>が必要と判断する会議の議事録について、閲覧できます。</p>

旧基本方針	新基本方針
<p>(b) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を<u>監査役会</u>に報告いたします。</p> <p>(c) <u>監査役</u>は、その職務執行上必要と判断した事項について、<u>取締役</u>及び使用人に報告を求めることができます。</p> <p>h. その他<u>監査役</u>の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 常勤<u>監査役</u>は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題及び当社の事業に内在するリスクなどの他、監査上の重要な課題等について意見を交換いたします。</p> <p>(b) <u>監査役</u>は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図るため、定期的に会合を持ちます。</p> <p>(c) <u>監査役</u>は、監査の実施にあたり、必要に応じて顧問弁護士の意見と助言を求めます。</p> <p>i. 財務報告の信頼性を確保するための体制 (条文省略)</p> <p>j. 反社会的勢力排除に向けた基本方針 (条文省略)</p>	<p>(b) <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を<u>監査等委員会</u>に報告いたします。</p> <p>(c) <u>監査等委員</u>は、その職務執行上必要と判断した事項について、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>及び使用人に報告を求めることができます。</p> <p><u>i.</u> その他<u>監査等委員</u>の監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>(a) 常勤<u>監査等委員</u>は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営方針を確認するとともに、当社が対処すべき課題及び当社の事業に内在するリスクなどの他、監査上の重要な課題等について意見を交換いたします。</p> <p>(b) <u>監査等委員</u>は、会計監査人及び内部監査部門との連携を図るため、定期的に会合を持ちます。</p> <p>(c) <u>監査等委員</u>は、監査の実施にあたり、必要に応じて顧問弁護士の意見と助言を求めます。</p> <p><u>j.</u> 財務報告の信頼性を確保するための体制 (現行どおり)</p> <p><u>k.</u> 反社会的勢力排除に向けた基本方針 (現行どおり)</p>